

視 座

経済大国日本の貧困

宮城県医師会常任理事

奥村 秀定

はじめに

日本の名目GDPは2015年度で米国、中国について世界第3位（189か国中）、金額で412兆円の経済大国である。これに対し国民一人当たりのGDPは国民の経済力つまり豊かさをあらわす。先進国といわれるOECD加盟国で見ると、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、米国、デンマークと続き、人口の少ない国が上位を占めている。人口が多い国、例えば中国の名目GDPは1,098兆円で世界第2位であるが、人口が多いため経済大国であっても国民一人当たりのGDPは世界75位、金額で約8千ドルであり豊かな国とはいえない。日本は世界26位、約3万2千ドルである。日本の教育費についてみると、OECD加盟国のGDPに占める教育への公的支出割合は3.2%で32位である。公的支出の割合が高いのはノルウェー、デンマーク、ベルギー、フィンランドと続く。日本の社会保障のうち年金給付はかなり高いが、医療費と福祉関連の低さが目立つ。日本の一人あたりの医療費はOECD加盟国で15位である。先進諸国における家族・子供向けの公的支出家族・子供向け支出はヨーロッパ諸国が高くルクセンブルク・デンマーク・スウェーデンが日本の5～6倍となっている。国民一人当たりのGDPが上位を占める国が並んでいる。日本の家族子ども向けの社会保障給付費はGDPの1.3%でOECD加盟国中28番目であり、日本は少子化対策が先進国では最も低いレベルにある。子供を持つ家庭にヨーロッパ並の経済支援をしなければならない。子どもの貧困対策や少子化問題への取り組みの遅れが支出の面からも裏付けされる。

貧困の現状

貧困は、絶対的貧困と相対的貧困に分けられる。絶対的貧困は必要最小限の生活水準を維持するための食糧・生活必需品を購入できる所得・消費水準に達していない貧困層を指し、主に発展途上国の貧困状態を示すのに使われる。世界銀行の基準では1日1.25ドル（世界の最貧国約20か国の平均）～1.9ドル（発展途上国の中央値）以下となっている。貧困層で生活している人の割合を絶対的貧困率という。世界の現状では全人口の約10.7%、約7億6千万人が1日1.9ドル以下で生活している。世界銀行や先進国からの経済支援により絶対的貧困は統計上減少傾向にある。しかし相対的貧困層は確実に広がっている。

相対的貧困は貧困線に満たない層を指し、相対的貧困率とは等価可処分所得の中央値の半分の額（貧困線）に満たない世帯の割合をいう。世界の相対的貧困率は2010年（米国CIA版）によれば、世界の平均値は29.4%であり、第1位がチャドの80%、以下リベリア、ハイチ、コンゴと続き、日本は16%で120位である。我が国の相対的貧困率は昭和60年代には10%台であったが、平成6年以降上昇傾向にあり2012年に厚労省がまとめた日本の「相対的貧困率」は16.1%で世界のレベルからみれば貧困率が高い

とは言えないが、先進国のOECD加盟国35か国中では第4位である。金額は平成9年がピークで149万円であったが、徐々に減少し平成24年度では122万円となっている。厚労省研究班が実施した貧困世帯の子どもの食生活調査では食生活で貧困世帯の子どもの食事はインスタント麺や炭水化物が多く、肉や魚のたんぱく質や野菜が不足し栄養の偏りが指摘された。小中学校で給食費や学用品、修学旅行費用等を市町村が肩代わりする「就学援助」を受ける子どもが増えており、平成24年度は155万人にのぼり、小中学生の15%を占めている。貧困家庭では進学率も差がでており、生活保護世帯の子どもの高校卒業後の進学率をみると23.4%であり、全卒業生の平均進学率70.5%を大きく下回っている。

貧困の原因

「子どもの貧困率」は子ども（18歳未満）全体に占める貧困線に満たない子どもの割合である。「子どもの貧困率」は16.3%であるが、母子家庭に限ってみれば貧困率は54.6%で世界第1位である。長引くデフレ経済下で所得が増えないことや、所得税、社会保険料（介護保険料、健康保険料、年金料等）などの不可処分所得の増加等による可処分所得の目減りも要因であるが、日本の貧困率の上昇は母子世帯の増加および非正規雇用の増加が大きく影響していると考えられている。正規雇用は減っており、その分非正規雇用は増加し平成6年に971万人（20.3%）であったが、平成27年には1,980万人（37.5%）にもものぼる。

雇用者の三分の一は非正規で働いている。一方正規雇用は平成6年の3,805万人（79.7%）から穏やかに減少し、平成27年には62.5%まで減少している。非正規労働者の内訳はパート48.5%、アルバイト20.5%、派遣・契約社員20.9%、その他となっている。当然非正規雇用者の賃金は低く正規雇用の約6割であり、退職金の適用は1割以下、賞与支給制度の適用は約3割である。政府は、正規雇用を増やす方向性を示し、非正規雇用の均等待遇の確保、同一労働同一賃金に言及しているが実現の見通しは立っていない。

今後の課題

貧困対策は、大きく貧困率を下げるための施策と貧困者に対する支援に分けられる。政府は貧困対策を総合的に推進することを目的とし、子どもが生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困家庭にある子どもが健やかに育成される環境整備と教育の機会均等を図るため「子どもの貧困対策推進法」を平成25年6月に制定した。本法に基づく大綱が平成26年8月に策定され、この中で数値目標として平成33年における子どもの貧困率を10%未満と定めた。宮城県においても本法第9条に基づき平成28年3月に「宮城県子どもの貧困対策計画」を策定した。しかしこの数値目標を達成するためには非正規雇用の給与改善や正規雇用化等、十分な予算措置が必要であり容易ではない。北欧スウェーデンのように非正規も正規も同賃金を支払う代わりに、しっかり働くため子育て支援を手厚くする方法が参考になるとと思われる。

貧困家庭支援策として、まず教育の面では、子どもの将来を保証するために奨学金の充実、就学支援、教育に関する経済的負担の軽減策が柱である。幼児教育の無償化、義務教育での教育費補助、授業料の免除等の支援が必要である。経済支援では児童扶養手当の支給、養育費補助、ひとり親世帯への支援策等があげられる。特に母子家庭への総合的生活支援、就労支援、待機待ち児童解消策とともに、子育てしながら働ける環境を整え安心して住める住居を提供し、女性の社会進出を推進すべきである。子どもの心の支援により、こどもの貧困が虐待や不登校につながらないように対応していくことが大切である。厚労省は平成29年4月から「子育て世代包括支援センター」を設置し全国展開するとしている。妊娠期から子育て期にわたる総合的支援に向けた新たな拠点作りとして期待されている。貧困対策は本来、国が十分に予算をかけなければ難しく実現には「子ども基金」等の設立は欠かせない。未来を担う子どもたちは国の宝であり、国、地方自治体、民間が協力し社会全体で育てていく環境作りが大切である。

